

## ◎特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第二一号) (衆)

### 一、提案理由 (平成一九年三月一六日・衆議院本会議)

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の時限法として制定され、以後十度にわたり期限延長のための改正が行われました。

今日までの半世紀以上にわたる特殊土壌地帯対策事業の実施により、災害防除と農業振興の両面において改善がなされてきたところではありますが、その現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えず、引き続きこれらの事業を推進していく必要があります。

こうした観点から、本年三月三十一日をもって期限切れとなる現行法の有効期限をさらに五年間延長するとともに、法律の題名の一部を漢字表記に改めようとするものであります。

本案は、昨十五日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院農林水産委員長報告 (平成一九年三月二九日)

○加治屋義人君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

…………… (略) ……………

次に、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法律に基づき補助率等の特例措置が講じられる特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水等の事業をなお継続して実施するため、同法律の有効期限を更に五年間延長し、平成二十四年三月三十一日までとするとともに、同法律の題名の一部を漢字表記に改めるものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議 (平成一九年三月二九日)

特殊土壌地帯対策は、今日まで半世紀以上にわたり、特殊土壌地帯における災害防除と農業振興を目的として実施されてきた。しかしながら、地球温暖化が原因と疑われる昨今の台風等による大雨災害に見られるように、甚大な自然災害が多発していること、

農業をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、特殊土壌地帯においても地域の特色を生かした競争力のある農業振興を図る必要があることなど、いまだに対応すべき多くの課題に直面していることから、慎重に検討の結果、今般、本委員会は、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の有効期限を五年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壌地帯対策を実施するに当たっては、次の事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

一 今後五年以内に、近年における集中豪雨・台風の来襲頻度、土砂災害の発生状況等を勘案して、特殊土壌地帯の指定の在り方、特殊土壌地帯対策の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、対策の実施期間を含め必要な見直しを検討すること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。